

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

平成 23 年 4 月 1 日

告示第 15 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日告示第 13 号

平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号

令和 2 年 7 月 16 日告示第 130 号

令和 3 年 3 月 31 日告示第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、町民の環境保全意識の高揚を図るとともに、地球温暖化防止を推進するため、住宅用太陽光発電システム（以下「システム」という。）を設置する者に対し、予算の範囲内で鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 住宅の屋根等への設置に適した低圧配電線と逆流有りで連系するシステムで、未使用のものをいう。
- (2) 住宅 主に居住を目的とした建物又は小規模店舗等を併設した居住を目的とした建物をいう。

(補助の対象者等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自ら居住する町内の住宅にシステムを設置する者又は自ら居住するために町内にシステム付きの新築住宅を購入する者であること。
- (2) 電力会社と電力供給契約を締結すること。
- (3) 町税等を滞納していないこと。
- (4) 当該システムについて、町が行っている他の制度による助成を受けていないこと。

2 補助金の交付は、1 世帯につき 1 回限りとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（単位はキロワットとし、小数点第 3 位を四捨五入する。）1 キロワット当たり 2 万 5,000 円とし、10 万円を上限とする。

2 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第 5 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムに係る設置工事の着工前又はシステム付住宅購入前に補助金交付申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) システムの仕様書
- (2) システム設置に係る費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し
- (3) システム設置場所付近の住宅位置図及び工事着工前の現況写真
- (4) システム付きの住宅を購入した場合は、売買契約書の写し
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助事業の変更等)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者は、補助金の交付申請内容を変更しようとするとき又はシステム設置若しくはシステム付の住宅の購入を中止しようとする場合は、補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して1月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第4号)に次の書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) システム設置費に係る領収書及びその明細書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) システム設置概要実績書(様式第4号別紙)
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) システム設置状況の写真(建物全体及び太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真)
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第9条 町長は、前条に規定する書類を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第5号)により速やかに申請者に通知する。

(補助金請求及び交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金請求書(様式第6号)による申請者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の全額又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 補助金をその他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(協力)

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量に関する情報の提供その他の協力を求めることができる。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年4月1日告示第13号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 30 日告示第 30 号）

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 16 日告示第 130 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日告示第 39 号）

この告示は、公布の日から施行する。

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付申請書

年 月 日

鬼北町長 様

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

連絡先 (電話)

年度鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付を受けたいので、鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

補助金交付申請額	円 (千円未満は切り捨てる)
設置工事費	円 (消費税込み)
設置場所	鬼北町大字
工事着工年月日	年 月 日 (予定)
工事完了年月日	年 月 日 (予定)
公称最大出力値	kw (小数点以下第3位を四捨五入)
添付書類	(1) システムの仕様書 (2) 工事費用の内訳が記載された見積書又は契約書の写し (3) システム設置場所付近の住宅位置図及び工事着工前の現況写真 (4) システム付きの住宅を購入する場合は、売買契約書の写し (5) その他町長が必要と認める書類

補助金申請のため、私の世帯全員の町税等の納税状況を調査することについて同意します。

氏 名 _____

(注) 町税等の滞納がある場合には、補助金の交付はできません。

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鬼北町長



年 月 日付けで申請のあった鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助金を次のとおり交付する

1 交付金額 金 _____ 円

2 交付条件等

- (1) 申請内容を変更又は中止するときは、あらかじめ町長の承認を受けてください。
- (2) 補助事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

3 補助金額の確定等

町長は、前項の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に該当すると認めるときは、補助金の額を確定し通知するものとする。

4 補助金の交付等

補助金は、前項の規定による補助金の額の確定後、申請者の請求に基づき交付します。ただし、この補助金の交付条件に違反したときは、その全額又は一部の返還を命ずることがあります。

補助金を交付しない

理由

様式第3号(第7条関係)

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付変更（中止）申請書

年 月 日

鬼北町長 様

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

変更(中止)の理由				
交 付 申 請 額	変更後	円	変更前	円
設 置 工 事 費	変更後	円	変更前	円
公称最大出力値	変更後	kw	変更前	kw
工事着工年月日	変更後	年 月 日	変更前	年 月 日
工事完了年月日	変更後	年 月 日	変更前	年 月 日

様式第4号(第8条関係)

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金実績報告書

年 月 日

鬼北町長 様

住 所
氏 名

年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 事業完了年月日 _____ 年 月 日

3 添付書類

- (1) システム設置費に係る領収書及びその明細書の写し
- (2) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (3) システム設置概要等報告書（様式第4号別紙）
- (4) 竣工検査の試験記録書の写し
- (5) システム設置状況の写真（建物全体及び太陽電池モジュールの枚数が確認できる写真）
- (6) その他町長が必要と認める書類

システム設置概要実績書

項 目		内 容		
太陽電池モジュール	太陽電池モジュール型式名			
	製造者名 (メーカー名)			
	太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	w ×	枚	
		w ×	枚	
太陽電池の最大出力	k w (小数点以下第3位を四捨五入)			
インバーター・保護装置	インバーター・保護装置の 型式名			
	製造者名 (メーカー名)			
	定格出力	k w (小数点以下第3位を四捨五入)		
	連系承認電力会社			
	電力会社との電力契約内容	電気方式	1 単相3線式	2 単相2線式
		契約種別	1 従量電灯	2 時間帯別電灯
契約容量				
設置方法	設置場所	1 屋根の上 2 地表上 3 ベランダ 4 その他		
	固定方法	1 建材一体型 2 架台設置型		

第 号
年 月 日

様

鬼北町長

鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった鬼北町住宅用太陽光発電システム設置費補助金については、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金 _____ 円

